平成２４年（フ）第７６号
和歌山県田辺市下万呂355番地の６
債務者　井口　靖裕
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２４年（フ）第４１３号
和歌山市新和歌浦６番20号
債務者　原口塗装こと　原口　善則
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４４３号
和歌山県紀の川市貴志川町丸栖1047番地12
債務者　吉原　由紀
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３７９号
埼玉県比企郡吉見町大字南吉見2000番地26
債務者　礒　　愛美（旧姓野原）
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４３４号
埼玉県熊谷市上之751番地11　ロイヤルハイツ上之103
債務者　望月　幸昌
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１５４３０号
東京都中野区南台５丁目７－１－505
債務者　西村　雪敏
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５４３３号
神奈川県相模原市緑区橋本６丁目８－13－101
債務者　河合伸太朗
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５４３４号
東京都足立区南花畑２丁目14－14　ベル・ウッドⅡ202
債務者　飯塚　みゆ
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５４６３号
神奈川県藤沢市葛原1333－４－101
債務者　榎本　惠一
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５４８１号
神奈川県足柄下郡真鶴町岩371－１－203
債務者　小久保喜祥
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５１４号
東京都江戸川区北小岩８－30－２　皆川方、住民票上の住所東京都足立区佐野２丁目24－12－101
債務者　富田　浩之
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５２７号
東京都江東区常盤２丁目13－12－402
債務者　宮本　結香
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５２９号
東京都豊島区要町１丁目47－９－102
債務者　島村　國徳
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５３１号
東京都板橋区高島平２丁目29－１－102
債務者　池井　正行
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５３２号
東京都板橋区高島平２丁目29－１－102
債務者　池井　邦子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５５３５号
東京都台東区日本堤１－２－11　ニュー第一ホテル内、住民票上の住所東京都文京区湯島２丁目33－11－401
債務者　馬場　真吾
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部